

写

資料 1 - 1

計推諮問第 1 号

茨城県総合計画審議会

社会経済情勢の変化に的確に対応し、県勢のより一層の発展と安心安全な社会づくりを目指し、令和 8 年度からの県政運営の基本方針となる新しい県総合計画を策定したいので、茨城県総合計画審議会条例（平成 6 年茨城県条例第 4 号）第 2 条第 1 項の規定により意見を求める。

令和 7 年 10 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

## 諮問理由

県は、令和4年3月に「第2次茨城県総合計画～『新しい茨城』への挑戦～」(計画期間：令和4年度～令和7年度)を策定し、人口減少時代を見据えた強い危機感のもと、「挑戦」「スピード感」「選択と集中」の3つの基本姿勢を徹底し、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向けて全力で取り組んでいる。

その結果、全国トップクラスの企業誘致実績、新型コロナウイルス感染症の流行拡大による医療崩壊の回避、子どもたちの多様な学びの機会の確保、農産物の輸出額の大幅増加など、多くの成果を挙げ、本県は大きく飛躍し、その高い潜在能力が改めて証明されたところである。

しかしながら、加速する人口減少や超高齢社会をはじめ、不確実性かつ厳しさを増す国際情勢、気候変動や大規模災害リスクなど、本県を取り巻く環境は一段と厳しさを増している。

こうした激動の時代にあっても、変化のうねりを新しい時代の希望や活力へとつなげ、輝かしい未来を掴み取るため、世界に飛躍する本県の新たな将来像を見据えながら、県民と一体となって果敢に挑戦を続けることにより、本県経済の成長を一段と加速し、豊かで経済力がある社会を構築することにより、安心安全に暮らしていける生活基盤を確保していく必要がある。

また、多様な「人財」の活躍を促進するため、多くの人材を惹きつけ、誰もが能力と意欲に応じて活躍できる社会の実現に取り組んでいく必要がある。

このような状況を踏まえ、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に引き続き取り組んでいくため、令和8年度からの県政運営の基本方針となる新しい総合計画の策定を求めるものである。